

## 令和 5 年度被害者保護増進等事業費補助金

### （自動車事故被害者受入環境整備事業）公募要領

#### 1. 本補助事業の趣旨

本補助事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安心して生活を送れるよう環境整備を進めることを目的としています。

本補助事業は、第一次公募として、令和 5 年 7 月 10 日（月）から令和 5 年 8 月 10 日（木）まで公募を行います。（以降の期間については申し込み状況等に応じて実施する場合があります。）

本公募要領を十分ご理解いただいた上でご応募ください。

#### 2. 本補助事業の概要

##### （1）補助金事業名

自動車事故被害者受入環境整備事業

##### （2）予算額

5 億 100 万円

##### （3）補助対象事業者

本補助事業に応募するために必要な要件は、以下のとおりです。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「障害者支援施設」又は同条第 17 項に規定する「共同生活援助」を行う事業者（以下「障害者支援施設等」という。）であること。
- ② 令和 5 年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表第 1 第 2 級以上に該当する者。以下「自動車事故による重度後遺障害者」という。）が入所していること、又は具体的な入所の見込みがあること。
- ③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- ④ 過去 3 年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのない者等（団体を含む）であること。
- ⑤ 人材雇用費又は賃金改善費の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす

障害者支援施設等であること。

一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

二 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

#### （4）補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、補助対象事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費となります。

① 新設または増設に要する経費（以下「新設等支援費」という。）の具体的な経費の科目

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業員を雇用するための経費のうち、開設 1 ヶ月前から開設 2 ヶ月後の間に従業員に対して支給する給与総支給額及び賞与	1 / 2（入居予定者のうち重度後遺障害者の割合が 50 パーセントを超える場合は定額）
新規施設支援費	開設前に重度後遺障害者を受け入れるために必要となる 2.(4)③に規定する要件を満たす介護器具・用具等の導入に要する経費	
求人情報発信費	新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に要する経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（2.(4)⑤に規定する補助対象事業の範囲であるものに限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であ	

	るもの	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費であって、2.(4)⑥に規定する補助対象事業の範囲であるもの	

② 開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）の具体的な科目

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費(処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善等総額(以下「賃金改善額」という。))と処遇改善加算等の給付総額の差分(自己負担分)をいう。以下同じ。)	1 / 2 (入居者のうち重度後遺障害者の割合が50パーセントを超える場合は定額)
入所施設支援費	重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質の向上に必要なとなる2.(4)③に規定する要件を満たす介護器具・用具等の導入に要する経費	
求人情報発信費	新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に要する経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料(2.(4)⑤に規定する補助対象事業の範囲であるものに限る。)、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格10万円以上であるもの	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費であって、2.(4)⑥に規定する補助対象事業の範囲であるもの	

③ 2.(4)①に規定する新規施設支援費及び 2.(4)②に規定する入所施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 障害者支援施設等に入所中又は今後入所見込みの重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。
- 二 重度後遺障害者を受け入れるため、新たに必要となる介護器具・用具等であること
- 三 本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。
  - イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合

にあつては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。

ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあつては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。

四 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあつては、その合計取得価格）が 10 万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

五 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあつては、従前に申請者が本補助金（新規施設支援費及び入所施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りではない。

イ 三イ及びロのいずれかの要件を満たす場合

ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

六 介護器具・用具等の設置に伴う設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

- ④ 2.(4)①に規定する人材雇用費の対象となる補助対象事業の範囲は、当該年度中に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。
- ⑤ 2.(4)①及び 2.(4)②に規定する求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる補助対象事業の範囲は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。
- ⑥ 研修等経費の対象となる補助対象事業の範囲は、研修受講料、講師に対する謝金、研修への参加に係る旅費及び雑費とする。

## （5）補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 1 年間となります。

なお、2.(4)①に規定する新規施設等支援費、求人情報発信費及び研修等経費並びに 2.(4)②に規定する入所施設支援費、求人情報発信費及び研修等経費にあつては、補助対象事業者の選定（採択）後より事業を開始し、令和 6 年 3 月末日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要となります。

上記、補助対象事業の実施期間外に支払われた経費等については、補助対象とはなりません。

## （6）補助上限額及び交付申請の打ち切り

① 補助上限額は以下のとおりとします。

- 一 新設等支援費にあつては、1 障害者支援施設等につき 1, 5 0 0 万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費の補助上限額にあつては、1 障害者支援施設等につき 1, 0 0 0 万円（ただし、開設後 4 年度目以降 2 5 % ずつ減じるものとする。）
- 三 二の場合にあつて、開設後 4 年度経過以降において、新たに自動車事故被害者が入居した場

合にあっては、当該入居のあった年度は 1 障害者支援施設等あたり 1, 0 0 0 万円とし、二中「開設後 4 年度目以降」とあるのは「新たに自動車事故被害者が入居した年度以降」と読み替えるものとする。

四 上記一から三の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

② 補助上限額の特例

継続経費の申請に係る障害者支援施設等を開設した年度が令和 3 年度以前である場合における 2. (6) ①の規定の適用については、当該障害者支援施設等が令和 3 年度に開設されたものとみなす。

(7) 研修等経費に係る積算方法

講師に対する謝金、研修への参加に係る旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

(8) 補助対象事業の成果・効果の検証・報告

補助対象事業終了後、事業を実施したことによる成果・効果を検証・報告していただくことが必要となります。

(9) 支給の制限

国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

### 3. 本補助事業の選定（採択）

本補助事業は、2. (3) を満たす者を選定（採択）します。

また、選定（採択）に当たって応募者が複数の場合は、以下の順とします。ただし、交付希望が多数あり、予算の制約の事由により全ての交付希望に添えない場合があります。

- (1) 令和 5 年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて入所する具体的な見込みがある間接補助事業者。
- (2) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、令和 5 年度中に具体的な新たな入所の見込みがある間接補助事業者。
- (3) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがない間接補助事業者。
- (4) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがある間接補助事業者（この場合にあっては、

ては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする）。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。選定（採択）結果については、後日、書面またはメールにより通知します。

#### 4. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」によるほか、本補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによります。
- (2) 今回の公募による選定（採択）は、補助金の交付を確約したものではありません。審査の結果、選定（採択）された場合に、事業を開始（着手）することが可能となり、その後、本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく補助金の交付申請手続きを行っていただきます。当、自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(以下、「事務局」という。)は、提出された交付申請書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて交付決定及び額の確定を行い、事業者へ通知します。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後 5 年間保存しなければなりません。
- (4) 本補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 本補助事業終了後、申請書兼実績報告書（事業の成果・効果の検証・報告を含む）等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (7) 国土交通省自動車局が所掌する「短期入所協力施設事業」の「利用促進等事務費に対する支援」と同一の事業（研修等）が補助対象となり得る場合には、自動車事故被害者受入環境整備事業の補助対象からは外す取扱いをします。
- (8) 本補助事業終了後、成果・効果に係る報告の情報、支援の事例等を公表します。
- (9) 事務局及び国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど、施設の個人情報保護方針に基づき対応してください。
- (10) 事務局及び国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。
- (11) 採否の理由等についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

#### 5. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

- (1) 事業者登録

必要事項を以下のメールアドレス宛てにメール送付ください。内容確認後、登録完了メールを送付いたします。

**【必要事項】**

事業者名、担当者名、担当者のメールアドレス、電話番号

**【宛先（メールアドレス）】**

ukeirekankyou@koutsujiko-mlit.jp

**（2）応募方法**

登録完了メールでお知らせする電子システムによる申請方法に従い、以下の書類 1 部を募集期間内（令和 5 年 7 月 10 日（月）～令和 5 年 8 月 10 日（木））に提出ください。

※ 電子システムによる申請が難しい場合はご相談ください。

**【応募に必要な書類】**

- ① 応募申請書（自動車事故被害者受入環境整備事業応募申請書）
- ② 応募者等の概要【様式 1】、応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料  
（全部事項証明書、会社定款のいずれか）
- ③ 事業計画調書【新設等支援費を申請する場合「様式 2 - 1」、継続経費を申請する場合「様式 2 - 2」】、各経費算出根拠の各種資料、入所者の要件が確認できる書類
- ④ 成果・効果等調書【様式 3】
- ⑤ 補助対象となる障害者支援施設等における自動車事故によって重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者の入居または利用状況がわかる書類
- ⑥ 当該年度の収支予算書
- ⑦ 直近の財務諸表
- ⑧ 職員名簿
- ⑨ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制状況等がわかる書類

※必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

**【応募書類の提出先・問い合わせ先】**

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（自動車事故被害者受入環境整備事業）

東京都豊島区西池袋 5-2-14 5F

E-mail：ukeirekankyou@koutsujiko-mlit.jp